

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②施設名等

名 称： 楓

種 別： 地域小規模児童養護施設

施設長氏名：

定 員： 6名

所 在 地：

T E L：

③実施調査日

平成27年2月19日（木）～2月20日（金）

④総評

○特に評価が高い点

1 「関係機関との密接な連携」

施設長は「室蘭市要保護児童対策地域協議会」の会長を務め、頻度の高い実務担当者会議（ケース検討会議）を開催して、積極的に地域の課題に向けて関係機関と協働しています。

「室蘭市子ども子育て会議」に参加し、子育て相談にも協力しています。室蘭児童相談所からは一時保護の委託を受けています。さらに児童相談所とは、担当職員が変わるとたびに顔合わせをして結びつきを強化し、子どもや家族の情報を共有した上で、入所児童の支援方法や措置延長・措置継続の利用に関するも、密接に協議しています。

近隣の幼稚園の園長が法人の評議員を務めています。学校とは、年度当初には担任と面談をし、必要に応じて日頃も電話で連絡を取り合っています。支援学級・学校に通学している児童については日々の連絡帳を活用しています。また、学校からの要請があれば、職員がPTA役員をし、行事にも積極的に参加しています。

2 「人材育成に力を入れている」

平成26年度には、児童養護施設と障がい福祉サービス事業を運営する法人として、北海道産業人材育成企業知事表彰を受賞しています。審査対象は、①人材育成の方針②能力開発制度・技術認定制度③次の時代の産業の担い手の育成の3点です。中でも人事考課は、組織のを目指す職員像とキャリア形成を図ることを明確にしています。OJT、OFF-JTはもちろんのこと、SDS（自己啓発研修）を体系化して職員のモチベーションアップを図っています。

また、事業に必要な職員の資格取得には、旅費・受講料を法人負担とする場合もあり、公務出張扱い等の環境を整備し、後援会もまた、社会福祉士等の専門資格の取得に奨励金を支給する等のバックアップ体制がとられています。

3 「全職員が事業に参加する職場環境」

事業計画は毎年、一般職員には職員会議で説明周知されています。年度末の反省会議ではその年度の業務執行状況を評価する他、常務理事から業務に対してのヒヤリングやアンケート調査もあり、一般職員も意見、課題を述べることができます。役員に直接、現場職員が意見を述べていくことは、利用者支援の観点からも、風通しが良い働きやすい職場環境といえます。

4 「労働意欲向上委員会」

法人の中長期計画で福利厚生事業の充実強化が上げられています。具体的には「労働意欲向上検討委員会」を設置してスポーツ、音楽活動等の構築、顕彰内容の検討、広報紙による事業活動紹介等に取り組むこととなっています。今年度は手話サークルを立ち上げて併設する室蘭言泉学園に対しても活動を開始した他、今までの顕彰制度を見直して、職員がより帰属意識を高めて業務に対しての意欲が向上するように、法人を上げて取り組んでいることは高く評価できます。

○改善が求められる点

1 「養育・支援の水準を保つ標準的な実施方法」

毎年、施設が職員に配布する「支援手引書」には、法人の理念、行動指針、中長期計画と連動した事業計画、重点項目が記載されています。また「支援手引書」は、生活支援計画、学習支援計画、統合保育計画、研修計画、防災支援計画などを組み合わせ、総合的な子どもたちへの支援計画書としての役割を果たしています。しかし「支援手引書」に書かれた目標や手引き等を、職員が子どもへの支援の場で、より具体化して活用するためには、標準的な実施方法の文書化が必要です。

子どもが興奮している時の声かけや距離の取り方、食事場面での対応、子どもの長所を伸ばす方法、子どもの意見や要望に対する具体的な対応方法、支援場面でどのようにしてプライバシーに配慮するか等、今までの施設における多くの支援の蓄積を、標準的な実施方法として文書化し共有化することで、職員の共通意識を育て、援助技術の見直しと水準を保つことに期待します。

また、地域小規模グループケア「桜」や地域小規模児童養護施設「楓」での支援の実践を、小規模としての「気づき」の実践として標準的な実施方法として文書化することは、今後の「小規模化及び家庭養護の推進」を進める際の、具体的な支援方法の確立の参考ともなります。

2 「被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応の整備」

施設は、サービス向上委員会を設置し虐待防止部会を立ち上げて、施設内で未然に虐待を防ぐ取り組みを強化し、年に1度は、職員が虐待防止チェックリストで自己点検を行っています。また、CSP（コモンセンスペアレンティング）やCAP等の研修を継続的に行い、体罰を伴わない援助技術の習得にも努めています。さらに、施設の管理規程や行動指針で、体罰禁止を明示し、処分規定を設けて、厳正に処分を行う仕組みも整備しています。

しかし、施設が作成し、全職員が所持している「虐待防止の手引き」には、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の、通告受理機関への通告義務に対する記述と、当該児童も直接届出ることが出来る旨の記述が不足しています。

施設における届出・通告制度は、職員の守秘義務に優先して、虐待から子どもを守ることが責務であることを明記したものであり、虐待への認識を高める重要な制度です。届出・通告制度を、職員や子ども等に充分な説明をして、併せて届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みの整備に期待します。

3 「住まいに手を入れることも子どもへのメッセージになる」

「楓」は、地域小規模児童養護施設として、住宅街に一軒家を借り受けています。賃貸契約の解約時に補修料金がかからないように、居間の壁にはネジや釘を使用せず、画鋲も自粛しています。子ども部屋も同様です。また、室内の内装はシナベニヤを利用した壁が多いため、一見して殺風景な印象もあります。

その中で、職員は、必要な掲示物は冷蔵庫に貼ったり、ラミネート状にして窓枠に立てかけたりして工夫をしています。階段上部のスペースには、季節行事に合わせて訪問時には雛人形が飾られていました。

しかし、子どもにとって住居は居場所であることから、一層の取り組みが求められます。賃貸に居住するための様々な制約はありますが、子どもの声を聞き取り、インテリア用の便利用品等を活用しながら、子どもがより居心地の良さを感じることが出来る空間づくりに工夫を望みます。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価の結果を真摯に受け止め、改善すべき点は改善し、不備などころは補充するなどして、より良き養育・支援をめざします。全項目の評価結果、コメントについて、職員全体で共通理解を図ったうえで、具体的な方策を立て、実施して行きます。

⑥第三者評価結果

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
1 ① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。		a
2 ② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。		a
3 ③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。		a
4 ④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。		a
5 ⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。		a
(特に評価が高い点) (子どもの受け止め)		
・職員は、子どもとの対話を大切にしている。子どもの可能性を引き出すことを基に、今後、成長する子どもにとって、もっとも望ましい支援を常に検討していくことを職員間で大切にしている。		
・少年団の活動を促すことで、個々の子どもの学びや遊びの保障となっている。		

(2) 食生活		第三者評価結果
6 ① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。		b
7 ② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。		a
8 ③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。		a

(3) 衣生活		
9 ① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。		a
10 ② 子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。		a

(4) 住生活		
11 ① 居室等施設全体がきれいに整美されている。		b
12 ② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。		b

(特に評価が高い点)

- ・子どもは、好みの服を買いに職員と一緒に出掛けている。外出時や毎日着る服装は、子どもが自分で選んでいる。
- ・一週間の献立について栄養士が子どもの年齢に応じて栄養バランスを確認している。小学3年生から高校2年生までの幅の広い年齢なので摂取カロリーも栄養士が指導することになった。
- ・子ども自身の特性や年齢差があるため、食事中の会話は、職員が話しかけることで、子ども間のコミュニケーションが取れるようにしている。
- ・同じ服を連続して着るこだわりのある子どもや、T P Oに適さない服装時には適切な声掛けをしている。

(改善が求められる点)

- ・賃貸物件のため家主との契約により様々な制約がある。その中で職員は、必要な掲示物は冷蔵庫に貼ったり、窓枠の桟にラミネートして立てかけたり、装飾は階段上部にお雛人形を飾るといった工夫をしている。しかし、住居は子どもの居場所であり、子どもの居心地の良さのために、一層の工夫を望みたい。

(5) 健康と安全

第三者
評価結果

- | | |
|---|---|
| 13① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。 | b |
| 14② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。 | a |

(6) 性に関する教育

- | | |
|---|---|
| 15① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。 | b |
|---|---|

(特に評価が高い点)

- ・同法人には看護師が配置され、ノロウィルス等の感染症の研修を合同で行っている。
- ・法人の事業所毎に年間の医療機関への通院人数や診療科目等のデータをグラフ化して健康管理に努めている。
- ・感染症マニュアルがあり、引き継ぎには業務日誌、ヘルス・コード（健康記録）にて職員間で子どもの健康情報を共有している。
- ・子どもが自分で日頃から健康管理ができるように、職員が率先してホームに帰ったら手洗いとうがいをして範を示している。

(改善が求められる点)

- ・発達障がい等によりリスクの高い子どもに対して、交通安全面での支援をさらに充実させたいと職員は認識しているので、今後に期待したい。
- ・法人で性教育委員会を設置し、C A P（子どもへの暴力防止プログラム）の取り入れもあるが、中高生児童への実施が滞っている。ネットや携帯電話等の通信機器等から、様々な性に関する情報が入る中、中高生児童への性教育の取り組みが不十分である。法人で性教育委員会を設置していることからも、その活動を強化し、学校との連携も視野に入れた取り組みに期待したい。

(7) 自己領域の確保

第三者
評価結果

- | | |
|---|---|
| 16① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。 | b |
| 17② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようになっている。 | b |

(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活

18① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。	a
19② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
20③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b

(特に評価が高い点)

- ・自分では自発的に何かをして過ごすことがない子どもには、選択肢を設けて活動できるように支援している。

(改善が求められる点)

- ・成長の記録として入所時からの写真がアルバムに整理され、子どもと昔話をすることがある。今後は、生い立ちを職員と共に振り返る機会を持つように働きかけることが期待される。
- ・おこずかい帳や、高校3年生の3月実施の自活に向けたプログラムはあるが、退所後の自立を考えると、より経済観念が身につくようにおこずかい帳の使用や早期の自活プログラムの実施が期待される。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

第三者評価結果

21① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
22② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
23③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b

(特に評価が高い点)

- ・子どもの学力や特性に応じて、本人の学力に応じたプリントを作成、参考書・問題集を提供している。

(改善が求められる点)

- ・社会経験の拡大のため、法人内の就労事業所A型・B型を活用する取り組みもあるが、今後は学校との連携を一層強化し、職場実習や職場体験を受け入れてくれる企業の開拓が望まれる。
- ・子どもが進学を目指しても、保護者から経済的支援を受けるのが困難な場合が多いため、法人として奨学基金の設立を検討しているので期待したい。
- ・家庭学習の習慣づけや個別の学習支援が必要な子どもが多い。学習の為の時間設定や環境整備等の取り組みを検討しているので今後に期待したい。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果
24① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b	
25② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b	
26③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b	
(11) 心理的ケア		
27① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b	
(特に評価が高い点)		
・子どもが人権意識が持てるようにC A P（子どもへの暴力防止プログラム）研修を始めた。 ・心理療法の担当職員を専任で配置し、心理治療室を設けている。対象児童以外も必要に応じて心理的ケアをしている。心理療法担当者は、別の角度から子どもの生活場面を観察して会議で発言、課題を共有している。		
(改善が求められる点)		
・施設内における子ども間での問題の発生予防のために、居室・トイレ・洗面所・乾燥室等の建物の位置や構造、職員の配置や勤務体制に関しては、まだ改善の余地があるため今後に期待したい。 ・保護者による子どもの強引な引き取りに際しては、夜間介助員も対応できるようにしておくことが望まれる。 ・地域小規模養護施設での勤務は、一人体制であるため、職員の精神的・肉体的な負担感は大きい。子どもの同士のトラブルは、未然に防ぐように対処しているが、より適切な対応ができるように、子どものサインを見逃さない職員の察知能力と援助技術の向上に期待したい。		

(12) 養育の継続性とアフターケア		第三者評価結果
28① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b	
29② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活が送れるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b	
30③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるよう、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a	
31④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b	
(特に評価が高い点)		
・極力、公平な社会へのスタートが切れるよう、高校を中退した子どもに措置継続を行なっている。また、高校卒業後、専門学校への進学や就労支援の必要な子どもには、措置延長を行う等、個々の子どもの状況や希望に合わせて、適切な支援を行っている。		
(改善が求められる点)		
・児童養護施設にとって退所後の支援（アフターケア）は、施設の業務である。職員が個人的に対応するのではなく、施設が組織として対応する仕組みをつくり、子どもからの相談方法や、関係機関との連携等を明確にして、退所後の支援を充実させるように期待したい。また退所者との交流の機会を設ける等の取り組みにも期待したい。		

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり		第三者評価結果
	32① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
	33② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	c
(2) 家族に対する支援		
	34① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
(特に評価が高い点)		
・児童相談所と連携して、家庭復帰を見込める子どもと家族を支援している。 ・帰省する子どもの保護者と交換日記を利用して家庭と施設での様子を情報共有している。 ・親子関係の再構築は、子どもの意向を十分に尊重して支援している。		
(改善が求められる点)		
・子どもが家庭に戻るために、親自身の家事や金銭管理等の生活スキルが不足する場合には、助言・指導を行っている。今後、家庭訪問による具体的な支援を充実させるために、職員体制を整えることが期待される。		

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		第三者評価結果
	35① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
	36② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
	37③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録		
	38① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
	39② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
	40③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
(特に評価が高い点)		
・毎年度更新される「支援手引書」が全職員に配付され、子どもの自立支援計画に関しても、立案から記載の仕方の統一を図っている。		
(改善が求められる点)		
・児童相談所から送付される「児童自立支援計画書」の様式で、統一したアセスメントを行い、それに基づき自立支援計画を作成している。しかし、幼児から高校生までの入所児童には、それぞれの年齢に応じたアセスメントが必要である。今後は、子どもの強みや長所に着目し、問題行動を指導するための課題抽出に片寄らないアセスメントに期待したい。また、アセスメントと自立支援目標との連動性も確認しにくく具体性に乏しい。自立支援計画の作成・見直しには、子ども自身に目標を確認させることや、保護者の意向の把握も必要となる。今後、一層、モニタリング票や生活記録、個別重点支援記録等を活かし、生活場面で取り組む目標を明確にすることで、より実効性のある自立支援計画の作成に期待したい。		

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者評価結果
41①	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
42②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
43③	子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
44④	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
45⑤	子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮		
46①	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	a
47②	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a
(特に評価が高い点)		
・生活日課は、子ども達と話し合いながら策定している。		
(改善が求められる点)		
・基本姿勢を、個々の養育・支援の標準的実施方法に反映させ、職員の共通認識となるように期待したい。 ・子ども自身の出生や生い立ち、家族の情報を、子どもに、いつ誰がどのように伝えるかは、子どものアイデンティティに関わる重要な課題であり、伝えた後のアフターフォローも含めた今後の仕組み作りに期待したい。 ・子ども向けのプライバシーポリシーはある。但し、具体的な場面に応じたプライバシーへの気づきと、支援方法を職員間で共有化することが求められる。子ども自身に対してプライバシーへの理解を一層促す必要もある。プライバシーポリシーの趣旨を活かしたマニュアルの見直しに期待したい。 ・今後は、保護者の意向把握に積極的に取り組む姿勢を示しており、期待したい。		

(3) 入所時の説明等		第三者評価結果
48①	子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるよう工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
49②	入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
50③	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
(4) 権利についての説明		
51①	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b

(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

52① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
53② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
54③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b

(6) 被措置児童等虐待対応

55① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
56② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
57③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c

(7) 他者の尊重

58① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
--	---

(特に評価が高い点)

- 施設は、管理規程や行動指針で、体罰禁止を明示し、処分規定を設けて、厳正に処分を行う仕組みを整備している。また、虐待防止部会を設置して、職員は、年に1度、虐待防止チェックリストで自己点検を行っている。C S P（コモンセンスペアレンティング）やC A P等の研修を継続的に受講し、体罰を伴わない援助技術も習得している。
- 子どもに対して、C A P暴力防止アプローチの活動を取り入れ、幼児・小学生・中学生（高校生を含む）の年齢別に、それぞれ年に2回、講習を受けている。職員も同様の講習を受けている。

(改善が求められる点)

- 子どもの入所に当たり、子どもや保護者に向けた、より分かりやすい「しおり」を作成し、定められたオリエンテーションの場で、支援内容や施設での約束ごとを説明することが望まれる。
- 権利についての正しい理解に向けて、年齢が高くなった子どもに対応するプログラムの工夫に期待したい。
- 苦情解決体制は、子どもや保護者に対する周知方法の見直しが検討されており、第三者への連絡先の明記や、結果の公表方法の改善とともに今後に期待したい。
- 対応マニュアルは、具体的な支援の場で、職員が共通の理解を持って個々の子ども等の意向を判断し対応する目安であり、支援方法を標準化するためにも、対応マニュアルの見直しに期待したい。
- 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の、届出・通告制度について、職員や子ども等に充分な説明をし、併せて届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みの整備に期待したい。

5 事故防止と安全対策

	第三者評価結果
59① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
60② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
61③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b

(特に評価が高い点)

- ・毎月の訓練には、夜間想定や地震想定も組み込まれ、子ども達に対して、日常的に使う火気器具の取り扱いの講習を実施している。
- ・生活空間は2階であるため、不審者対策や防犯のため、常に1階の玄関は施錠している。

(改善が求められる点)

- ・災害発生時の子どもの安否確認の方法や、子ども自身が自らの身を守るための支援は不足しており、今後に期待したい。
- ・個々の事例を、収集・分析し、発生要因を明らかにすることで、職員の「危険への気付き」を促し、組織として安全確保の対策を強化することに期待したい。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者評価結果
62① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
63② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
64③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a

(2) 地域との交流	
65① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
66② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行ってい る。	b
67③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b

(3) 地域支援	
68① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行ってい る。	b
69② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支 援する事業や活動を行っている。	a

(特に評価が高い点)

- ・施設長は、室蘭市要保護児童対策地域協議会の会長を務め、実務担当者会議の頻度は高い。室蘭市子ども子育て会議への参加や、子育て相談にも協力している。
- ・児童相談所とは、担当職員が変わるたびに顔合わせをし、結びつきを強化している。
- ・児童相談所からは一時保護の委託を受け、平成11年以降、室蘭市・伊達市・登別市のショートステイを受託している。青少年部会の地区懇談会にも参加している。
- ・子どもが地域で習い事をしたり、地域のクラブ活動に参加できるように、職員が送迎を担っている。アルバイトの雇用先とも連携し、子どもが積極的に地域で活動できるように支援している。転居した際には、周囲への挨拶回りをした。

(改善が求められる点)

- ・関係機関の役割や機能が、個々の子どもに応じて、分かりやすく整理される必要があり、職員が日々の支援に活用しやすいファイルとすることが望ましい。
- ・法人は、長い歴史の中で後援会活動に積極的に取り組み、培われてきた地域との交流・関係は十分ある。但し、新しい地域住民との関係づくりを主体的に行っているとはいえず、新たな関係を構築することが望まれる。地域で、多くのサポーターを発掘し、児童養護施設への理解を促す働きかけに期待したい。

7 職員の資質向上

	評価
70① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
71② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a
72③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
73④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a

(特に評価が高い点)

- ・職員が所持している「支援手引書」には『直接処遇職員事務等分掌』の体制図と基幹職員（スーパーバイザー）の位置づけが明記されている。日々の支援の場や、会議やケースカンファレンス等を通して、職員が一人で抱え込まないように、支援課長やSV（スーパーバイザー）が、常に助言をし、相談を受ける体制が整っている。

(改善が求められる点)

- ・職員一人一人の個人研修計画が位置づけられているが、研修成果の評価・分析をすることで、次の研修計画に反映させる必要がある。個々の職員スキルを高めるだけではなく、組織として全体の支援技術の向上に結び付けられるように期待したい。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者評価結果
74① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
75② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
76③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
77④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

78① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
79② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
80③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a
81④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
82⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c

(特に評価が高い点)

- ・事業計画の評価は幹部職員だけでなく、一般職員も常務理事によるヒヤリングや、アンケートへの記入が求められ、意見を述べやすい環境になっている。

(改善が求められる点)

- ・理念、基本方針及び事業計画は保護者と子どもに説明がされていないので、今後理解しやすいように工夫をして取り組まれることを期待したい。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

第三者評価結果	
83① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
84② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	a
85③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
86④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a

(4) 経営状況の把握

87① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
88② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a
89③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	a

(特に評価が高い点)

- ・法人のガバナンス体制の強化が推進されており、経営状況は理事長・常務理事・総合施設長・事務局長の四役会で様々な指標から分析され、施設長は業務の改善や効率化に積極的に取り組んでいる。

(改善が求められる点)

- ・ケースカンファレンスは適時行われ課題を解決している。しかし、その後の評価が行われていないこともあります。支援の枠組みが明確になっていない。今後、支援の質がより向上していくように、支援方法の流れを見直していくことを施設長に期待したい。

(5) 人事管理の体制整備		第三者評価結果
90① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b	
91② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	a	
92③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b	
93④ 職員待遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b	
(6) 実習生の受入れ		
94① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b	
(特に評価が高い点) ・法人の中長期計画において、労働意欲向上委員会を設置して、職員が働きやすく意欲が持てる仕組みが検討されており、顕彰制度の見直しも進めている。		
(改善が求められる点) ・基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員、統合保育担当職員等の専門職員が配置されている。しかし、それらの専門職をコーディネートしていく仕組みが弱いため役割分担が不明瞭になり、支援上の課題が整理されないこともある。今後、各専門職の機能がより発揮されるような体制が構築されることを期待したい。		
(7) 標準的な実施方法の確立		第三者評価結果
95① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b	
96② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b	
(8) 評価と改善の取組		
97① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b	
98② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b	
(特に評価が高い点) ・社会的擁護関係施設の第三者評価が義務付けになる前から受審し、今回が2度目である。組織として改善策に取り組む姿勢を現している。		
(改善が求められる点) ・地域小規模児童養護施設、小規模グループケアのように養育・支援の対象が小集団になるほど、職員と子どもとの関係性が密となるため、子どもとの距離の取り方、公平性、アセスメントの客觀性等に、一層の留意が必要となる。小規模がゆえの「気づき」の実践を標準的な実施方法として文書化して、職員間で共通理解とすることに期待したい。		